

(概要別紙)

本工事は、以下の試行対象工事である。なお、斜線を引いたものは対象外とする。

営繕工事における遠隔臨場の試行(発注者指定型)の実施について

本工事は、営繕工事における遠隔臨場の対象工事である。受注者は、「熊本市営繕工事における遠隔臨場の試行要領」（令和6年(2024年)3月1日施行）に基づき、遠隔臨場の試行を実施すること。

営繕工事における遠隔臨場の試行(受注者希望型)の実施について

希望する場合は、遠隔臨場の試行対象工事とすることができる。受注者は、試行を実施する場合、熊本市営繕工事における遠隔臨場の試行要領（令和6年(2024年)3月1日施行）に基づき、遠隔臨場の試行を実施すること。

※発注時は、どちらかに斜線が引かれた形となります。